

フランス原子力庁

日本原子力研究開発機構

原子力研究開発分野における協力のための
フレームワーク協定

原子力研究開発分野における協力のための
フランス原子力庁と日本原子力研究開発機構との間のフレームワーク協定

この協定は、2005年12月13日、仏国パリ市75015フェデラシオン通り31-33に本部を有し、長官、アラン・ビュガ氏により代表されるフランスの公共機関、フランス原子力庁（以下「CEA」という。）と

日本国茨城県那珂郡東海村村松4番地49に本部を有し、理事長、殿塚猷一氏により代表される独立行政法人、日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）との間で締結された。

前 文

仏・日両国政府は、1972年2月26日付で、原子力の平和利用に関する政府間協力協定に署名し、1990年4月9日付で署名された議定書をもって同協定の改正を行ったので、

仏・日両国政府は、1991年6月5日付で科学技術協力協定に署名したので、

CEAと核燃料サイクル開発機構（以下「JNC」という。）は、1991年6月14日に署名された原子力エネルギー分野における先端技術研究開発協定（以下「CEA-JNC協定」という。）の枠組の下で協力的関係を発展させ、それぞれの組織の研究開発計画の実施に有用な成果が得られたので、

CEAと日本原子力研究所（以下「JAERI」という。）は、1992年9月23日に署名された原子力研究開発分野における包括協力協定（以下「CEA-JAERI協定」という。）の枠組の下で協力的関係を発展させ、それぞれの組織の研究開発計画の実施に有用な成果が得られたので、

2005年10月1日、JAERIとJNCはJAEAの名称を持つ単一組織に統合されたので、

CEAとJAEAは共に、非商業主義に基づく互恵、衡平、相互主義の精神に則った原子力研究開発分野における協力が、仏・日両国における原子力の平和的利用の促進に極め

て重要と考えているので、

CEA-JNC 協定と CEA-JAERI 協定を単一の協定に統合することは、CEA と JAEA との協力の効果的な実施を可能とすると理解されるので、

CEA 及び JAEA (以下「当事者」という)は、CEA-JNC 協定と CEA-JAERI 協定の双方を終了させ、以下の協定を新たに締結することに合意した。

予備条項：定義

この協定において、「 」を付した以下の語は、文脈上明らかに他の意味に解されない限り、次の意味を持つものとする。

- 「協定」とは、附属書と共に、随時修正されるこのフレームワーク協定をいう。
- 「秘密情報」とは、あらゆる背景情報、あらゆる協力活動の成果を包含するノウハウ、技術データ、商業又は財政情報を含むが、これらに限定されない全ての財産情報で、書面、口頭、その他あらゆる手段により、この協定の枠組の下で一方の当事者から他方の当事者に伝達又はアクセス可能とされるものをいう。
- 「分野」とは、その枠内で両当事者が協力を進める協力の個別分野をいう。
- 「実施取決め」とは、特に一つ又は数個の「分野」に亘り実施される特定協力課題を定義し、或いは一つ又は数個の「分野」の範囲を画定することを目的として、この協定の枠内で、当事者間で締結される取決めをいう。
- 「STC」即ち「特定協力課題」とは、当事者間で実施される一つの活動をいい、「STCシート」又は「特定契約」のいずれかの体裁をとる。「特定協力課題」は、この協定により直接規律されるか、又はいずれかの「実施取決め」により規律される。
- 「STCシート」とは、両当事者の適当な代表者により署名され、関係者の氏名、事業計画の技術的態様、実施場所・期間等の「特定協力課題」の詳細を規定する実施書類をいう。
- 「特定契約」とは、両当事者が「特定協力課題」を実施する基礎となり、「STCシート」よりも広範な規定を必要とする場合に締結される契約をいう。

第1条：目的

本「協定」は、原子力の研究開発の分野における協力に関する一般的な枠組を確立し、各当事者が均衡の原則に基づいて協力する際の条件を定めることを目的とする。

第2条：参加団体

- 2.1 日・仏両国において原子力分野の研究開発に携わる団体は、CEA 又は JAEA から本協定の枠組の下にある活動に参加するよう要請されることができる。これらの団体（以下「参加団体」という。）は、本協定に規定する条件について周知されるものとし、且つ、それに従うものとする。
- 2.2 両当事者は、第三国又は欧州域内の団体に対して特定の活動への参加を要請することにつき、合意することができる。そのような参加に係る条件は、それぞれの特定課題ごとに、CEA と JAEA との書面による個別の合意により定められるものとする。

第3条：技術的分野

- 3.1 この協定により規律される協力の「分野」は、以下を含む。
- 1) 原子炉研究、及び先進原子炉システム
 - 2) 核燃料サイクル
 - 3) デコミッショニング及び廃棄物管理
 - 4) 原子力科学
 - 5) 研究基盤

他の「分野」は、両当事者の書面の合意により追加することができる。

各「分野」は、数個の個別の協力課題に細分され、そのひとつ一つにつき両当事者により「特定協力課題」が定義され、第5条（「協力の実施」）に従い、個々の場合に応じ「STC シート」又は「特定契約」の定める条件に従い実施される。

- 3.2 「特定協力課題」
- 協力の「分野」の中で、両当事者は以下に示すいかなる形態をとる協力についても、「特定協力課題」を定めるものとする。

第4条：協力の形態

この協定の下における協力は、以下の形態を含むことができる。

- 1) 一般情報の交換
- 2) 相互に合意した特定課題に関する科学技術情報の交換
- 3) 協力領域に関連する他の当事者の施設への専門家の短期訪問
- 4) 相互に合意した特定課題に関する共同研究開発及びプロジェクト
- 5) 人員の交換又は派遣
- 6) 一方の当事者に対する他方の当事者及び、又は参加団体の適格な研究所による技術支援及び、又は役務提供
- 7) 人員の訓練

他の協力の形態も、両当事者が書面により合意して追加することができる。

第5条：協定の実施

協力活動は、両当事者間で締結される以下の取決めの下で実施しなければならない。これらの取決めには、参加団体及び仏・日両国において原子力分野の産業活動を行う団体を含めることができる。

5.1 「実施取決め」

必要な場合、両当事者は「実施取決め」を締結することができる。このような取決めは、この「協定」の定める原則に従うものとし、金銭的補償、知的財産を含む追加的条件を定めることができる。

5.2 「STC シート」

実施すべきそれぞれの「特定協力課題」の内容詳細は、英語で記され両当事者が署名する「STC シート」において両当事者により合意される。「STC シート」の雛型は、附属書 I に添付される。

5.3 「特定契約」

両当事者のいずれか又は双方にとり特別の条件、資金的及び人的手当を必要とする「特定協力課題」は、「協定」の枠組の中で「特定契約」の体裁をとるものとする。

「特定契約」は、技術的範囲、それぞれの当事者の義務、人員派遣の条件、日程、資金条項、知的財産権に関する条項等、関係する活動を実施するための詳細な条項を含まなければならない。

5.4 優先順位

「協定」とこれに付随する契約書類（例えば、「実施取決め」、「特定契約」及び「STCシート」）との間で、又は付随する契約書類間で不一致がある場合には、両当事者間で特別且つ明確に別段の合意をしない限り、以下の規則が適用されるものとする。

- 「協定」は、「実施取決め」、「特定契約」及び「STCシート」に優先する。
- 「実施取決め」は、これに付随する「STCシート」又は「特定契約」に優先する。

第6条：調整

6.1 「総合コーディネーター」

各当事者は、それぞれ1名の調整責任者（以下「総合コーディネーター」という）を指名する。「総合コーディネーター」は、関係当事者に代わって本「協定」の下での協力の進展を確認し、管理する責任を有する。

「総合コーディネーター」は、自らの発意に基づき、少なくとも年1回、日本国及び仏国で交互に会合を開くものとする。その会合には、下記に定義する「分野コーディネーター」を参加させるものとし、この「分野コーディネーター」は専門家による補佐を受けることができる。会合の議長及び事務局は、その会合が開催される国に属する当事者が務める。

6.2 「分野コーディネーター」

各当事者は、各分野における活動を指導し、調整する責任を有する分野別調整者（以下「分野コーディネーター」という。）を指名する。

「分野コーディネーター」は、「総合コーディネーター」に対して、その担当する実施取決めについて報告する。

「分野コーディネーター」は、それぞれの分野について、「特定協力課題」のリストを定期的にレビューするものとし、双方の書面による合意に基づき「特定協力課題」を追加、削除又は修正することができる。「特定協力課題」の修正は、会合の議事録により効力を生ずるものとする。

「分野コーディネーター」は、原則として、年1回仏国及び日本国で交互に会合を開く。会合の主宰及び事務は、その会合が開催される国に属する当事者が行う。コーディネーターは、定期的に、少なくとも年1回、協力の進捗状況とその将来の発展に関する書面による報告につき合意しなければならない。この報告は、2人の「総合コーディネーター」に伝達されるものとする。

会合の日程、議題及び段取りは、それぞれの「分野」について「分野コーディネーター」間の合意により決定され、その会合は「総合コーディネーター」による会合と同時期に開催することができる。

会合の参加者は、それぞれの「分野」について、2名の「分野コーディネーター」、必要に応じて専門家及び、又は参加団体の代表とする。

これらの会合において、「分野コーディネーター」は、「協定」の下におけるそれぞれの「分野」における活動全般をレビューする。分野コーディネーターは、「総合コーディネーター」に対しその対象とする「分野」における進捗状況を報告する。

第7条：財 政

- 7.1 研究開発協力は、両当事者の均衡のとれた貢献に基づかなければならない。
- 7.2 人員の交換又は派遣に関し、人員を派遣する側の当事者は、その人員の給与、派遣に伴い生ずる費用、受入れ当事者側への派遣期間中の生活費について責任を負わなければならない。
- 7.3 役務提供、技術支援及び人員の訓練については、「実施取決め」又は「特定契約」に規定する条件に従い、対価が支払われるものとする。

第8条：秘密、学術上の出版及び発表

- 8.1 各当事者は、他方の当事者から受領したいかなる「秘密情報」も、送り手の当事者が受領した当事者に対し、当該財産情報が秘密にあたらぬ旨明示的に通報した場合を除き、これを厳に秘密とし、いかなる手段によっても第三者に開示又は伝達してはならず、且つ専らこの「協定」の目的のために使用するものとする。

8.2 各当事者は、いかなる第三者への「秘密情報」の開示に対しても、自己の秘密情報を保護する際に行うのと少なくとも同程度の保全措置を講じなければならない。

8.3 各当事者は、この「協定」の実施の範囲内で使用するのに必要な限りにおいてのみ、「秘密情報」をその被雇用者に開示するものとし、当該情報を受領した当事者は、情報を開示された被雇用者がここに規定するのと同等の秘密保全規則に拘束されることを確保するため、適切な措置をとらなければならない。

上記の規定に拘らず、各当事者は他方の当事者から受領した「秘密情報」を、所属国の政府当局が当該情報を適切に保護することを条件として、その政府当局に伝達する権利を有する。

8.4 但し、本条の規定は、受け手の当事者が書面により以下のことを証明した「秘密情報」には適用しないものとする。

- そのような「秘密情報」が公知であるか、又は受け手の当事者の不正な行為によらず公知となったこと
- そのような「秘密情報」が、開示した側の当事者による開示の時点で、公衆に入手可能であり、一般に知られていたこと
- そのような「秘密情報」が、受け手の当事者により、第三者からいかなる秘密保全義務の違反にもよらず正当に受領されたこと
- そのような「秘密情報」が、受け手の当事者により、いかなる情報も利用することなく、独自に開発又は発見されたこと
- そのような「秘密情報」が、裁判所の命令や政府省庁の合法的な要求に従い、又は法の執行の結果として、必要な限度内において開示されたこと。この場合、開示に先立ち、受け手の当事者は開示した当事者に対し、その旨を迅速に通報すべく最大限努力するものとする。

8.5 本条の規定は、当該「秘密情報」が伝達された基礎となる「実施取決め」又は「特定契約」に別段の規定がある場合を除くほか、「協定」の有効期間中、及びその満了又は終了後 15 年間引続き効力を有し、各当事者の協力機関、附属機関、その権利の継承者及び被譲渡者を拘束するものとする。

8.6 「秘密情報」の全部又は一部、「協定」の下で実施された事業の全部又は一部に関連するいかなる学術上の出版物、講演、発表文書も、他方の当事者の事前の同意を得るため、場合によっては「分野コーディネーター」の会合を通じて、その当事者に提

出されなければならない。他方の当事者は、これを迅速に審査し、提出した側の当事者に対し、(i)当該文書の内容に対する同意、(ii)商業上及び知的財産上の適切な保護を確保するのに必要な範囲内で、当該文書を修正及び、又は一部を削除する要求、又は(iii)当該文書の出版、開示又は発表を延期する要求のいずれかを伝達しなければならない。但し、延期の期間は、通報を受けた当事者が当該文書を受領した日から起算して 18 か月を超えてはならない。

通報を受けた当事者が文書を提出した当事者に対し、その決定を 30 日以内に伝達しない場合は、発表に同意し、且つ文書の内容に対するあらゆる異議申し立てを放棄したものとみなされる。

当事者間で別段の合意がある場合を除き、一方の当事者から提出されたいかなる学術上の出版物、講演、発表文書においても、他の当事者との協力が明確に言及されなければならない。

第 9 条：使用権

9.1 各当事者は、その属する国内において、「協力の分野」におけるその研究開発活動のために、「秘密情報」を含め、他方の当事者から伝達されたデータ及びその他の情報を、それに係る保護の有無を問わず、但し第 8 条に規定する秘密保全義務に従うことを条件として、無償で使用する権利を有する。そのような情報が知的財産権として保護されているときは、当事者間で別段の合意がある場合を除き、その使用権は当該知的財産権の存続する期間中与えられなければならない。

本了解は、個別の事情に応じて、両当事者の合意により、参加団体にこれを適用することができる。

9.2 各当事者は、「実施取決め」又は「特定契約」に基づき許諾された移転及び使用の権利を害さない限りにおいて、特許権設定の有無に拘らず、他方の当事者に伝達した「秘密情報」を含むすべての情報の所有者の地位にとどまるものとする。

第 10 条：知的財産

10.1 1991 年 6 月 5 日付の科学技術協力に関する仏・日両国政府間の協定の附属書「知

的財産」の第2条から第6条までが、本「協定」、全ての「実施取決め」、「特定契約」及び「STCシート」に適用されるものとし、これを附属書IIに掲載する。

10.2 「実施取決め」及び「特定契約」は、協力活動に対する資金的、技術的、その他関連する貢献を考慮し、知的財産権に関し衡平の原則に基づく追加的条項を規定しなければならない。

第11条：派遣

11.1 両当事者は、この条項に規定する条件、又は「実施取決め」或いは「特定契約」に更に詳述される条件の下で、その被雇用者のいずれかを他の当事者（これを「受入れ当事者」という。）に派遣する（派遣する側の当事者を「派遣当事者」という。）よう合意することができる。

11.2 派遣されるスタッフ（これを「派遣スタッフ」という。）は、「受入れ当事者」に派遣されている間、勤務する「受入れ当事者」の施設内で施行されている（安全規則を含む）規則を遵守し、これら施設の管理者又はその指名する代理者の指示に従わなければならない。

11.3 「派遣スタッフ」は、派遣期間中も「派遣当事者」の被雇用者の地位にとどまるものとする。

11.4 「受入れ当事者」は、両当事者間の合意に従い「派遣スタッフ」がその義務を果たすため必要な事務所、施設及び役務を提供することにより、「派遣スタッフ」に支援を与えるものとする。更に、「受入れ当事者」は、「派遣スタッフ」が適切な宿泊施設を見つけられるよう支援するものとする。

11.5 「派遣スタッフ」は、「協定」第8条に規定する秘密保全の規定に従うものとする。

第12条：情報に対する責任

12.1 「協定」の下で一方の当事者から提供される「秘密情報」を含む情報は、提供す

る当事者の最善の知識及び信念に基づきできるだけ正確でなければならないが、その情報を受け手の当事者又はいずれかの第三者が使用又は適用する際の正確さ又は的確さは、明示的にも黙示的にも、提供当事者によって保証されるものではない。

- 12.2 両当事者は、情報を受領した当事者又は第 8 条の規定に従って当該当事者から情報開示を受けた者による当該情報の利用が、専ら受け手の当事者の危険負担において行われることに合意し、更に、各当事者は、自ら又は当該情報が開示された全ての者による当該情報の使用により発生するいかなる損害賠償請求(特許権の侵害に関する損害賠償請求を含む)からも、他方の当事者を免責することに合意する。

第 13 条：事故に対する責任

13.1 各当事者の人員に対する人的損害

各当事者は、自らの人員に対する損害について全ての責任を負う。例えば、それぞれの国の適切な法規及び法律上の要件に従って、労働者の補償及び職業病に関し、自らの人員のため保険を付す。従って、各当事者は適切な様式で手続を行い、損害の危険に対し自らの人員を保護するための保険に係る全ての費用を負担する。

各当事者は、各種の法規及び法律上の要件に従って手続を進めるために、他方の当事者の人員による作業中又は作業後に生じたいかなる賠償請求又は損害についても、他方の当事者に通報しなければならない。

上記の規定に拘らず、各当事者は自らの人員が他方の当事者の人員に対して起こした損害について、当該人員の重大な過失又は故意の行為がその損害を引き起こしたか又損害の原因になった場合には、適用法律に従って責任を負う。

13.2 他方の当事者の財産に対する損害

各当事者は、当該人員がその管理下にあるときは、他方の当事者の人員が自らの財産に対してもたらした損害については、他方の当事者に対し修復要求の権利を持つことなく、自ら負担する。但し、当該人員の重大な過失又は故意の行為がその損害を引き起こしたか又は損害の原因となった場合はこの限りではない。

13.3 第三者責任

各当事者は、当該人員が他方の当事者の管理及び、又は規制下にある場合を除いて、自らの人員が引き起こした第三者に対する損害について、それぞれの国の適用法規に従って、責任を負うものとする。但し、当該人員の重大な過失又は故意の行為がその損害を引き起こしたか又は損害の原因となった場合はこの限りではない。

13.4 原子力責任

各当事者は、自らの施設内で発生した原子力事故に起因するいかなる種類の損害についても、それぞれの国の適用法規の定める条件及び範囲に従い、単独の賠償責任を有するものとする。但し、他方の当事者の施設内にあるその当事者の財産で、原子力エネルギー分野における第三者損害賠償機構によって規律される設備であるか、又はその設備のいずれか一つと関連して使用されるものが被った損害については、この限りではない。

従って、各当事者は、「協定」の実施によってその施設内に発生し、又はその結果として施設内に起こるあらゆる原子力事故に関するすべての損害、賠償責任又は費用に関して他方の当事者及びその人員に提起され得る全ての訴訟、請求及び要求に対して、他方の当事者及びその人員を免責し、補償するものとする。

各当事者は、関連法に従って、他の当事者及びその人員を完全に保護するに足る金額の政府補償、民間保険又はその他の財政的保護を提供することによって、前述の要件を満たすものとする。

各当事者は、原子力事故が「協定」の終了後 1 年以内に、他方の当事者又はその被雇用者の重大な過失、特に安全規則の違反によって発生した場合には、当該事故について他方の当事者に対し償還請求権を持つものとする。

「原子力事故」とは、損害を発生させる上で同じ原因を有する事象又は事象の継続であって、当該事象もしくは事象の継続又は生じた損害が、放射性、又は放射性と核燃料、放射性物質、廃棄物の持つ毒性、爆発性、その他の危険な特性又はそのいずれかとの複合により、或いは原子力施設内のその他の放射線源から発生する電離放射線により発生し、又は結果として生じたものとする。

第 14 条：調 停

14.1 両当事者は、本「協定」の実施により発生する全ての紛争は、可能な限り友好的に、また、必要に応じて、1 人又はそれ以上の独立した専門家の助力を得て解決されることに合意する。

14.2 当事者間で解決に到らなかった全ての紛争は、国際商工会議所の規則の下で、その規則に従い指名された 1 人又はそれ以上の調停員により最終的に解決される。調停

要請者が CEA である場合は東京（日本国）で日本国法が適用され、調停要請者が JAEA である場合はパリ（仏国）で仏国法が適用される。調停手続は英語によって行われるものとする。

両当事者は、「実施取決め」の適用法規及び紛争処理に関して、特に別段の規則を定めることができる。

第 15 条：有効期間

- 15.1 本「協定」は、両当事者の署名により発効し、5 年間有効とする。
- 15.2 両当事者は、有効期間満了の日より 3 か月前に、本「協定」の延長の可能性を検討するため協議するものとする。
- 15.3 第 10、12、13、14 及び 16 の各条の規定は、本「協定」の満了又は終了後であっても、その後 10 年間は存続するものとする。
- 15.4 有効期間満了日において完了に至らない全ての共同事業は、それが完了するまで本「協定」の規定に従い継続するものとする。
- 15.5 本「協定」は、終了を求めるいずれかの当事者の 1 年前の書面による通知により、随時終了させることができる。

本「協定」の終了によって、終了の日までに「協定」に基づきいずれかの当事者に発生した権利は侵害されないものとし、「実施取決め」、「特定契約」又は「STC シート」のいずれかの実施のため、それらの有効期間中に本「協定」の関連規定を適用する場合は、同関連規定は効力を有することが合意される。

第 16 条：雑 則

- 16.1 神、公敵、又は文民・軍当局の行為、政府の優先目標、ストライキその他の労働争議、ハリケーン、地震、火事、洪水、疫病、禁輸、戦争、反乱を含むがこれらに限定されない事象が原因となり、本「協定」の成果又は実施に遅延が生じた場合、その遅延がそれを発生させた当事者にとり予期することができず、且つ対処不能であった

場合は、いずれの当事者もその遅延に対し責任を問われることはない。

16.2 両当事者は、専ら独立した契約者としての立場でのみ、本「協定」の下での事業の実施にあたるものであり、本「協定」中のいかなる規定も、この関係又は立場と両立しないように解してはならない。本「協定」中のいかなる規定も、事前の審査及び書面による合意なくして、いずれかの当事者が他方の当事者に代わり、黙示と否とを問わず、何らかの約束をする権利又は権限を与えるものと解してはならない。本「協定」は、合併会社、合名会社、その他いかなる公式の事業団体を形成、創設するものではなく、またいかなる形であれ、そのように解してはならない。

16.3 本「協定」のいずれか一つ又はそれ以上の条項が適用法規の下で執行不能になったと思われる場合は、(i)そのような執行不能性は「協定」の他の条項に影響を与えるものではなく、(ii)本「協定」は当該執行不能の条項が恰も含まれないかのように解され、且つ、(iii)両当事者は、当該執行不能条項をそれと最も近似の効果を持つ執行可能な条項に代替すべく誠実に交渉しなければならない。

16.4 本「協定」は、その主題に関する両当事者間の合意の全てを成すものであり、口頭であれ書面であれ、また両当事者により実施されたか否かを問わず、以前の全ての論議、合意、及び申立てにとって替わるものである。本「協定」、そのいずれかの一部又は条項も、書面により且つ両当事者の権限ある代表により執行されるのでなければ、いずれの当事者によっても、放棄、改正又は修正されるものと解してはならない。

16.5 本「協定」及びそれに基づくいかなる権利も、他方の当事者の書面による事前の同意なくして、いずれかの当事者により移転、譲渡、又は付与することができない。譲渡、付与又は移転は無効とする。

第 17 条 JNC 及び JAERI と締結した旧協定の地位

CEA-JNC 協定か CEA-JAERI 協定のいずれかの下で実施されている現行の協力活動は、それらが開始された際の根拠となる協定により引続き規律される。JAEA は、2004 年 12 月 3 日に公布された「独立行政法人・日本原子力研究開発機構法」の定めるところにより、JAERI 及び JNC に属する全ての権利及び義務を継承する。

第 18 条：言 語

本協定は、等しい地位を有する3つの正本により記述、作成され、うち1つは英語で、1つは日本語で、1つは仏語で記される。それぞれの正本について、各当事者用に一つひとつ、合わせて2つの原本が作成される。

2005年12月13日、パリにて作成

JAEA のために

岡崎 俊雄

日本原子力研究開発機構副理事長

CEA のために

アラン・ビュガ -----

フランス原子力庁長官

STC シート雛型

CEA		JAEA	
.....分野における実施取決め			
特定協力課題 STC 文書.No.		参照：	
		日付：	
特定協力課題のタイトル			
協力分野			
特定協力課題の内容： 1 - 目的：この特定協力課題は主に以下の項目をカバーする： 2 - 特定条件： 3 - 期間 / スケジュール			
		連絡担当者	分野コーディネーター
CEA	氏名：		
	署名：		
JAEA	氏名：		
	署名：		

知的財産権及び財産権的性格を有する他の権利の保護及び配分

両当事者は、1991年6月5日に署名された、以下の科学技術協力に関する仏・日両国政府間の協定第2から第6条に規定される知的財産権に関する原則に同意する。

1. 知的財産権の帰属

知的財産権の帰属は、各当事者とその被雇用者との間では、その属する国の国内法令及び慣行に従って決定される。

2. 発明

2.1 この附属書の適用上、「発明」とは、この「協定」に基づく協力活動の過程において行われた発明であって、日本国、フランス共和国又は第三国の法律に基づいて、特許を得ることができるもの若しくは得る可能性があるもの又は他の形態の保護を得ることができるもの若しくは得る可能性があるものをいう。

2.2 発明に関し、協力活動の当事者は、次のことを実現することを目的として、それぞれ自国の国内法令に従って、適当な措置をとる。

2.2.1 この「協定」に基づく協力活動のうち、合同会議、セミナー又は技術的報告若しくは文書の交換等、当事者間の情報の移転又は交換のみを伴う協力活動の結果として発明が行われる場合は、適用可能な「実施取決め」又は「特定契約」に別段の規定がある場合を除き、

2.2.1.a) 発明をした者の属する当事者（以下「発明側当事者」という。）又は発明をした者（以下「発明者」という。）が、全ての国において当該発明に係る全ての権利及び利益を取得する権利を有する。

2.2.1.b) 発明当事者又は発明者がいずれかの国における当該発明に係る権利及び利益を取得しないと決定したときは、他方の当事者は、当該権利及び利益を当該国において取得する権利を有する。

2.2.2 科学者及び技術者の訪問又は交換のみを伴う協力活動の過程において、一

方の当事者（派遣側当事者）の職員が他方の当事者（受入側当事者）に派遣されている間に発明を行う場合

2.2.2.a) 受入側当事者が当該協力活動の計画に主要且つ実質的な貢献を行うことが予想される場合には、

i) 受入側当事者が、全ての国において当該発明に係る全ての権利及び利益を所得する権利を有し、

ii) 受入側当事者がいずれかの国における当該発明に係る権利及び利益を取得しないと決定したときは、派遣側当事国又は発明者は、当該権利及び利益を当該国において取得する権利を有する。

2.2.2.b) 2.2.2.a)の場合に該当しない場合には、

i) 受入側当事者が、自国及び第三国において当該発明に係る全ての権利及び利益を取得する権利を有し、

ii) 派遣側当事国又は発明者が、自国において当該発明に係る全ての権利及び利益を取得する権利を有し、

iii) 受入側当事者がいずれかの国における当該発明に係る権利及び利益を取得しないと決定したときは、派遣側当事者又は発明者は、当該権利及び利益を当該国において取得する権利を有する。

2.2.3 合意された研究活動範囲の存在する共同計画等、その他の形態の協力活動に関する「実施取決め」又は「特定契約」は、当該活動の結果行われる発明に係る権利について、衡平の原則に基づいて相互に合意する配分を規定する。

2.2.4 発明側当事者は、他方の当事者に対し発明を速やかに開示するものとし、他方の当事者が潜在的に有する権利を確定することを可能にするために必要なあらゆる資料又は情報を当該他方の当事者に提供する。

2.2.5 発明側当事者は、発明に関連する自己の権利又は発明者の権利を保護するため、他方の当事者に対し、当該資料又は情報の出版又は一般公開を遅らせるよう、書面により要請することができる。書面による別段の合意がない限り、当該出版又

は一般公開に対する制限は、当該資料又は情報の伝達の日から 18 か月を超えないこととする。

3 . 著作権

この「協定」に基づく協力活動の過程において創出される著作物であって著作権による保護の対象とされるものに係る権利の配分は、関連する「実施取決め」又は「特定契約」において決定される。協力活動の当事者は、この「協定」に基づく協力活動の過程において創出される著作物にかかる著作権を保護するため、それぞれ自国法令に従って、適当な措置をとる。

4 . その他の形態の知的財産

この「協定」に基づく協力活動の過程において生ずるその他の知的財産（半導体集積回路配置を含む。）であって、いずれかの当事者の属する国の法律により保護されるものに係る権利の配分は、それぞれ自国の国内法令に従い、衡平の原則に基づいて決定する。

5 . 協力

協力活動の各当事者は、この附属書の規定を実施するために必要な著作者及び発明者による協力が提供されるよう、自国の法令に従い、あらゆる必要且つ適当な措置をとる。

協力活動の各当事者は、その職員に対し自国の法令に従って支払われる可能性のあるあらゆる報酬又は補償について、全ての責任を負う。もっとも、この附属書の規定は、当該報酬又は補償を受ける権利を生じさせるものではない。